

報道関係各位

豚熱の疑似患畜確認農場における制限の解除について

令和3年12月25日（土）に豚熱が発生した宮城県丸森町の養豚場から豚等に移入していた県内の2養豚場（鶴岡市、庄内町）において、国が定めた経過観察の期間（28日間）が経過し、令和4年1月24日（月）家畜保健衛生所が、2養豚場に立ち入りし検査を行った結果、ともに異状がなかったことから、同日24時、養豚場の状況観察・家畜保健衛生所への報告義務及び移動の制限を解除しましたのでお知らせします。

<参考> 豚熱の疑似患畜確認農場の状況

○令和3年12月25日（土）

- ・宮城県の養豚場で豚熱の発生が確認され、県内の2養豚場の26頭が疑似患畜（殺処分対象）に確定

養豚場	疑似患畜	飼養頭数
A養豚場（鶴岡市）	6頭（移入した豚）	約1,000頭
B養豚場（庄内町）	20頭（精液を交配した豚）	約6,500頭

○同日中に疑似患畜を殺処分、埋却、消毒等の防疫措置を完了

○その後、当該養豚場については、毎日、各養豚場の状況を観察し、家畜保健衛生所に報告することを通知するとともに、豚等の移動を制限（と畜場への出荷は可能）。

豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に流通することはありません。万が一、感染豚の肉や内臓を食べても健康に影響はありません。

【担当】

農林水産部畜産振興課

課長補佐 高橋 斉史

TEL：023-630-3350

報道監 農林水産部次長 星 里香子